

「横浜市区民文化センター条例施行規則」の一部改正に関する意見公募要領

横浜市港北区民文化センターの開設にあたり、「横浜市区民文化センター条例施行規則」の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月2日（水）まで（必着）

2 意見提出方法

「意見提出書」にご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、お電話でのご意見の提出には対応しかねますので、ご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：nw-shitei@city.yokohama.jp

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 港北区民文化センター意見公募担当あて

※ メール の件名を「意見公募」としてください。

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 港北区民文化センター意見公募担当あて

(3) F A Xの場合

F A X 番号：045-663-5606

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 港北区民文化センター意見公募担当あて

3 注意事項

- (1) ご意見は、「意見提出書」に日本語でご記入ください。
- (2) いただいたご意見に対して、個別の回答はしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) いただいたご意見の内容につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (4) ご意見に付記された個人情報につきましては、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- (5) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って、適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

電話番号：045-671-3714